

■ 社会福祉職の受験資格

試験区分「社会福祉職」の受験資格は、社会福祉主事の任用資格を持っている、または平成 27 年 3 月までに取得見込みであることとなっています。(平成 26 年度採用試験)

社会福祉主事の任用資格を得るためには、次の(1)～(3)のいずれかに該当することが必要です。

(1) 下表の中の科目のうち、大学(短期大学を含む)において、3科目以上履修し、卒業すること。

なお、平成 12 年 3 月 31 日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の指定が改正されましたので、改正前・改正後のどちらの規定が適用されるのか確認し、該当する規定にて科目を参照してください。

※注意

(ア) 平成 12 年度以前の既卒者には、改正前の規定が適用されます。

(イ) 平成 12 年度に大学に在学した方には、改正前、改正後どちらの規定も適用されます。

(ウ) 平成 13 年度以降に大学に入学された方は、改正後の規定が適用されます。

改正前		改正後	
平成 12 年度以前に大学を卒業された方	平成 12 年度に大学に在籍されていた方	平成 13 年度以降に大学に入学された方	
● 法学	● 社会福祉行政	● 法学	● 公的扶助論
● 経済学	● 公的扶助論	● 民法	● 児童福祉論
● 心理学	● 児童福祉論	● 行政法	● 家庭福祉論
● 社会学	● 保育理論	● 経済学	● 保育理論
● 社会政策	● 身体障害者福祉論	● 心理学	● 身体障害者福祉論
● 経済政策	● 知的障害者福祉論	● 社会学	● 知的障害者福祉論
● 社会保障論	● 老人福祉論	● 社会政策	● 精神障害者保健福祉論
● 教育学	● 医療社会事業論	● 経済政策	● 老人福祉論
● 刑事政策	● 地域福祉論	● 社会保障論	● 医療社会事業論
● 犯罪学	● 協同組合論	● 教育学	● 地域福祉論
● 倫理学	● 生理衛生学	● 倫理学	● 公衆衛生学
● 社会福祉概論	● 公衆衛生学	● 社会福祉概論	● 医学一般
● 社会福祉事業史	● 精神衛生学	● 社会福祉事業史	● リハビリテーション論
● 社会福祉事業方法論	● 医学知識	● 社会福祉援助技術論	● 看護学
● 社会調査統計	● 看護学	● 社会福祉調査論	● 介護概論
● 社会福祉施設経営論	● 栄養学	● 社会福祉施設経営論	● 栄養学
		● 社会福祉行政論	● 家政学

(2) 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。

(3) 社会福祉士又は精神保健福祉士